

令和3年度
手話通訳者（会計年度任用職員）募集要項

野田市保健福祉部障がい者支援課

1 受付期間

令和4年2月28日（月）から採用者決定まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜・祝日は除く）

2 応募資格及び募集人員等

- (1) 職 種 手話通訳者（パートタイム会計年度任用職員）
- (2) 募集人員 3名（予定）
- (3) 応募資格 ①社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話技能認定試験（手話通訳士試験）に合格した者
②社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国統一試験に合格した者
③上記に掲げる要件と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
- (4) 勤務場所 所属長が指定する場所（野田市役所、関宿支所及び指定された派遣先）
- (5) 業務内容 ①野田市役所での手話通訳及び意思疎通支援者派遣業務、関宿支所での手話通訳業務
②派遣先での手話通訳業務

3 応募手続等

- (1) 応募手続 所定の応募用紙に申込前6か月以内に撮影した写真を添付し、野田市役所1階障がい者支援課の窓口へ提出してください。
- (2) 選考試験 ① 試験日時 令和4年3月1日（火）午前10時00分以降
（後日、日程を連絡します）
② 試験会場 野田市役所本庁舎
③ 選考試験 面接試験（10分程度）
- (3) 採用決定 選考試験の結果により可否を判定し、全員に通知

4 勤務条件

- (1) 勤務日時 ① 野田市役所での手話通訳業務及び意思疎通支援者派遣業務、関宿支所での手話通訳業務（下記ア及びイのうち、所属長が指定する日（1週間当たり実働12時間以内））
ア 勤務場所：野田市役所
・月曜日及び火曜日 午前9時00分から午後1時00分（実働4時間）
・水曜日及び木曜日 午後1時00分から午後5時00分（実働4時間）
イ 勤務場所：関宿支所
・金曜日 午後1時00分から午後5時00分（実働4時間）
② 派遣先での手話通訳業務
・所属長が指定する日時
- ※1 ①及び②の実働時間の合計は1週間当たり実働19時間以内
※2 ①の業務は採用者のうち2名で実施予定

（裏面に続く）

- (2) 休日 所属長が指定する日
- (3) 給与等
- ・報酬 時間給 1,360 円 (予定)
 - ・期末手当 有り (別に定める基準により支給 ※勤務時間等により支給対象外となることがあります。)
 - ・通勤手当 有り (別に定める基準により支給)
 - ・その他手当 有り (時間外休日夜間勤務手当等については、別に定める基準により支給)
- ※退職手当は支給対象外
- (4) 休暇 有り (年次休暇等)
- (5) 社会保険等 公務災害補償
- (6) 採用時期 令和4年4月1日
- (7) 任用期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (8) その他 採用後1か月は条件付き採用期間となります。
 ※1月の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまでの期間が条件付き採用期間となります。

※採用に至った方についても、次年度以降の再度の任用を保証するものではありませんが、勤務成績が良好な場合等は再度の任用の可能性がります。

- 5 注意事項** 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 野田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)も欠格事項に該当します。

6 その他

この選考試験の結果等については、口頭で開示を請求することができます。電話・はがき等による請求はできませんので、受験者本人であることを確認できる運転免許証等を持参のうえ、直接開示場所までお越しください。

開示を請求できる人	開示内容	開示期間・開示場所
試験不合格者 (本人に限る)	総合得点及び総合順位	合否通知発送の日から1か月間 情報公開コーナー(市役所3階 総務課内)